

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月8日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和3年10月28日 午前7時00分頃 高山市新宮町2635番地2（新宮小学校敷地内）		
	事故の概要	駐車時に地盤が陥没したことによる車両破損事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人 身	物 損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	136,961円・100分の100	
	賠償金	—	136,961円	
	内 訳	保険金	—	136,961円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和3年12月28日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和4年1月13日 午後9時00分頃 [Redacted]		
	事故の概要	積雪により市有地の樹木の幹が折れたことによる窓ガラス破損事故		
	相手方	[Redacted]		
	事故の種類	人 身	物 損（窓ガラス）	
	被害総額・市の過失割合	—	11,880円・100分の100	
	賠償金	—	11,880円	
	内 訳	保険金	—	11,880円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和4年1月31日 地方自治法第180条第1項			